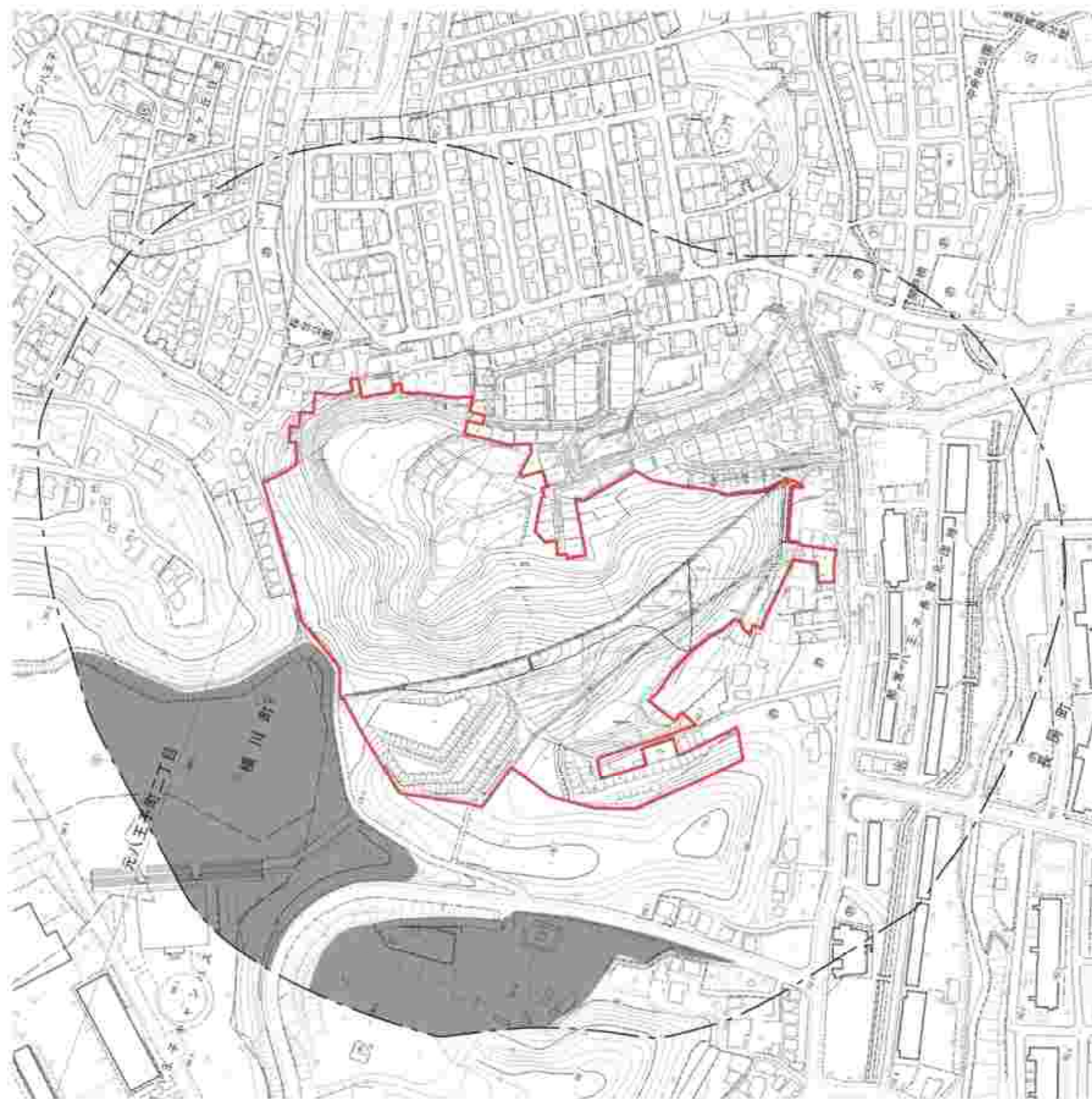




凡 例

番号	凡例	種名	事業区域内 確認個体数
1	●	キンラン	7
2	●	オオバノキハダ	3
3	●	ヤマザカシダ	0
4	●	コハシゴシダ	30
5	●	アズマイタゲ	0
6	●	エドヒガン	2
7	●	カワラケソメイ	52
8	●	ギンラン	32
9	●	フモトシケシダ	30
10	●	エビガライチゴ	3
11	●	アマナ	0
12	●	ホノハシカゲスグ	0
13	●	ササハギンラン	28

:事業区域
 :調査範囲
 :調査除外範囲



0 50 100 150 200m
S=1:3000

図2-11
希少な植物の確認位置

5. 動 物

(1) 哺乳類

現地調査は、事業区域及びその周辺 250m の範囲で実施した。

調査範囲内で確認された哺乳類は 8 種で、事業区域内でも 8 種が確認された。確認された種類は、アズマモグラやアカネズミの小型種や、タヌキ・キツネ等の中型種であり、イノシシ等の大型種は確認されなかった。なおアライグマやハクビシンの外来種も確認された。

確認された哺乳類のうち、希少な哺乳類に該当する種は確認されなかった。

(2) 鳥 類

現地調査は、事業区域及びその周辺 250m の範囲で実施した。

調査範囲内で確認された鳥類は 57 種で、事業区域内でも 50 種が確認された。確認された種類はのうち、希少な鳥類に該当する種は 24 種あり、事業区域内では 20 種が確認された。

事業区域はコナラ群落を中心とした落葉広葉樹林やメヒシバ群落や畑地等の低茎草地、ススキを基本とした高茎草地、また水系も確認され、キツツキ類等の樹林性鳥類やホオジロ類等の草地性鳥類、ヤマシギ等の湿った樹林を好む種等の多様な鳥類が確認されている。

また事業区域周辺は住宅地や集合住宅団地等の開けた人為的な環境が存在しており、ツバメ・スズメ等の人為的環境を好む種も確認されている。

なお希少猛禽類が 7 種確認されたため、事業区域内での繁殖の可能性も考慮し、慎重に調査を行ったが、営巢は確認されなかった。

表 2-8 希少な鳥類の確認状況 (1/2)

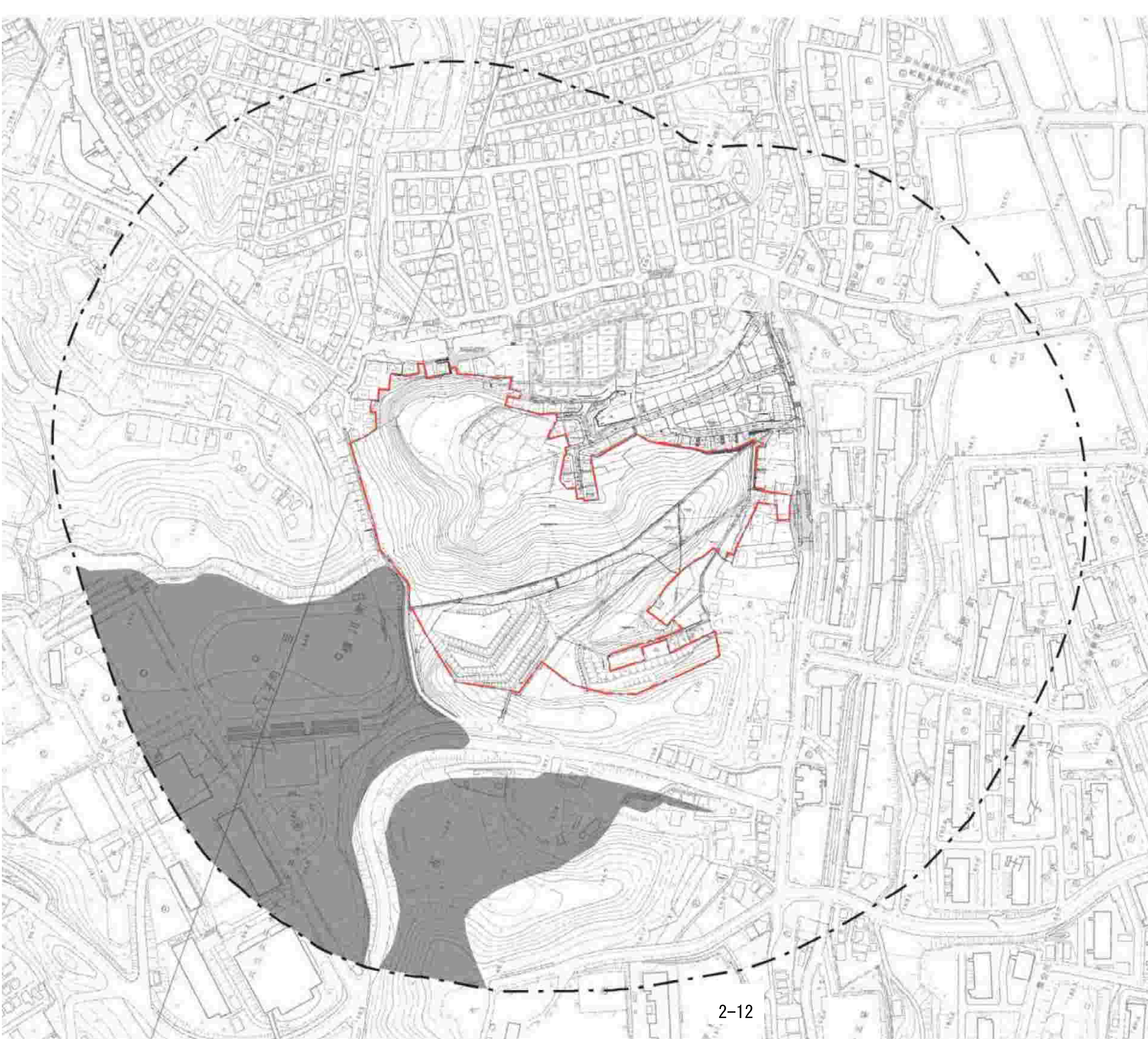
No	種名	事業区域		選定基準			
		内	外	文化財	種保存	国 RDB	都 RDB
1	アオバト	●	●	—	—	—	N T
2	ホトトギス	●	●	—	—	—	N T
3	アマツバメ	—	●	—	—	—	非分布
4	コチドリ	—	●	—	—	—	V U
5	ヤマシギ	●	—	—	—	—	V U
6	ミサゴ	●	●	—	—	N T	E N
7	トビ	●	●	—	—	—	N T
8	ツミ	●	●	—	—	—	V U
9	ハイタカ	●	●	—	—	N T	V U
10	オオタカ	●	●	—	—	N T	V U

表 2-9 希少な鳥類の確認状況 (2/2)

No	種名	事業区域		選定基準			
		内	外	文化財	種保存	国 RDB	都 RDB
11	サンバ	●	●	—	—	V U	C R
12	ノスリ	—	●	—	—	—	V U
13	アカゲラ	●	●	—	—	—	N T
14	アオゲラ	●	●	—	—	—	N T
15	サンショウクイ	●	●	—	—	V U	C R
16	モズ	●	●	—	—	—	N T
17	ウグイス	●	●	—	—	—	N T
18	ヤブサメ	●	●	—	—	—	V U
19	トラツグミ	●	—	—	—	—	V U
20	クロツグミ	●	—	—	—	—	N T
21	コサメビタキ	●	—	—	—	—	V U
22	セグロセキレイ	—	●	—	—	—	N T
23	ベニマシコ	●	●	—	—	—	N T
24	イカル	●	●	—	—	—	N T
計	24 種	20 種	20 種	0	0	5 種	24 種

* 希少な鳥類の選定基準

- ・「文化財」＝「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物。
 - ・「種保存」＝「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく、国内希少野生動植物種。
 - ・「国 RDB」＝「環境省レッドリスト 2018」における該当種。
 - ・「都 RDB」＝「レッドデータブック東京 2013」における南多摩地域の該当種。
- CR＝絶滅危惧ⅠA 類 EN＝絶滅危惧ⅠB 類 VU＝絶滅危惧Ⅱ類 NT＝準絶滅危惧
- 非分布＝生態的、地史的な理由から、もともと当該地域には分布しないと考えられるもの。確認記録があっても当該地域が主たる分布域ではないと判断される場合。



注目される鳥類確認位置

通し No	凡例	種名	事業区域内 確認個体数
1	→	サシバ飛翔ルート	1
2	●	サンショウクイ	1
3	→	ミサゴ飛翔ルート	1
4	→	ハイタカ飛翔ルート	2
5	●	オオタカ オオタカ飛翔ルート	2
6	●	コチドリ	0
7	→	ヤマシギ ヤマシギ飛翔ルート	3
8	→	ツミ飛翔ルート	3
9	→	ノスリ飛翔ルート	0
10	●	ヤブサメ	3
11	●	トラツグミ	1
12	●	コサメビタキ	1
13	●	アオハト	1
14	→	ホトトギス ホトトギス飛翔ルート	3
15	■	トビ	3
16	→	アカゲラ アカゲラ飛翔ルート	3
17	→	アオゲラ アオゲラ飛翔ルート	7
18	→	モズ モズ飛翔ルート	5
19	■	ウグイス	8
20	■	クロツグミ	1
21	■	セグロセキレイ	0
22	→	ベニマシコ ベニマシコ飛翔ルート	4
23	→	イカル イカル飛翔ルート	2
24	→	アマツバメ飛翔ルート	0

: 事業区域
 : 調査範囲
 : 調査除外範囲



S=1:3000

0 50 100 150 200m

図 2-12 希少な鳥類確認位置

(3) 爬虫類・両生類

現地調査は、事業区域及びその周辺 250m の範囲で実施した。

調査範囲内で確認された爬虫類は 6 種、両生類は 3 種で、事業区域内でも爬虫類は 4 種、両生類は 3 種が確認された。確認された種類はのうち、希少な爬虫類に該当する種は 6 種あり、事業区域内では 4 種、希少な両生類に該当する種は事業区域内で 2 種が確認された。

爬虫類は平地から山地まで広く分布するアオダイショウや草地を好むヒガシニホントカゲ、樹林を好むジムグリが確認された。

両生類は海岸線から亜高山帯まで広く分布するニホンアマガエル・モリアオガエル等が確認された。

表 2-10 希少な爬虫類・両生類の確認状況

■希少な爬虫類

No	種名	事業区域		選定基準			
		内	外	文化財	種保存	国 RDB	都 RDB
1	ニホンヤモリ	●	●	—	—	—	留意種
2	ヒガシニホントカゲ	●	●	—	—	—	V U
3	ニホンカナヘビ	●	●	—	—	—	N T
4	ジムグリ	●	—	—	—	—	V U
5	アオダイショウ	—	●	—	—	—	N T
6	シマヘビ	—	●	—	—	—	N T
計	6 種	4 種	5 種	0	0	0	6 種

■希少な両生類

No	種名	事業区域		選定基準			
		内	外	文化財	種保存	国 RDB	都 RDB
1	ニホンアマガエル	●	—	—	—	—	V U
2	モリアオガエル	●	—	—	—	—	N T
計	2 種	2 種	0	0	0	0	2 種

* 希少な爬虫類・両生類の選定基準

- ・「文化財」＝「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物。
- ・「種保存」＝「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく、国内希少野生動植物種。
- ・「国 RDB」＝「環境省レッドリスト 2018」における該当種。
- ・「都 RDB」＝「レッドデータブック東京 2013」における南多摩地域の該当種。
V U＝絶滅危惧Ⅱ類 N T＝準絶滅危惧
留意種＝現時点では絶滅のおそれはないと判断されるが、留意が必要と考えられるもの。

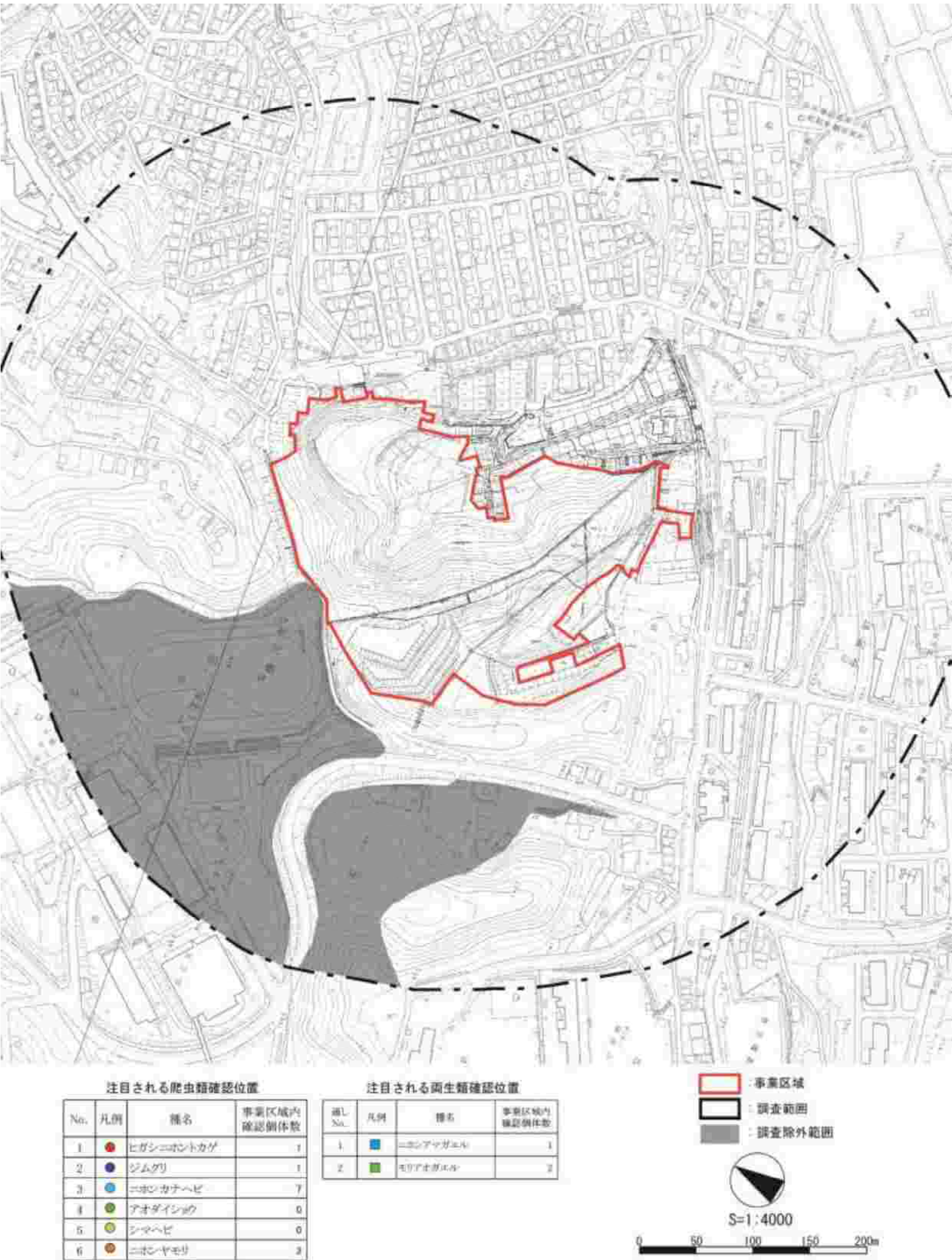


図2-13 希少な爬虫類・両生類の確認位置

(4) 昆虫類

現地調査は、事業区域及びその周辺 250m の範囲で実施した。

調査範囲内で確認された昆虫類は 805 種で、事業区域内でも 531 種が確認された。確認された種類はのうち、希少な昆虫類に該当する種は 16 種あり、事業区域内では 10 種が確認された。

確認された種は平地から丘陵地にかけて生息する種が中心で、種数は少ないが、調査範囲の環境を反映し、樹林や草地、水辺を好む多様な昆虫類が確認され、事業区域内ではヘイケボタルやゲンジボタルも確認された。

なお、事業区域内にオオムラサキの食樹であるエノキが確認されたため、生息の可能性も考慮し、生息状況が最も確認しやすい冬季における幼虫調査を実施したが、生息は確認されなかった。

表 2-11 希少な昆虫類の確認状況

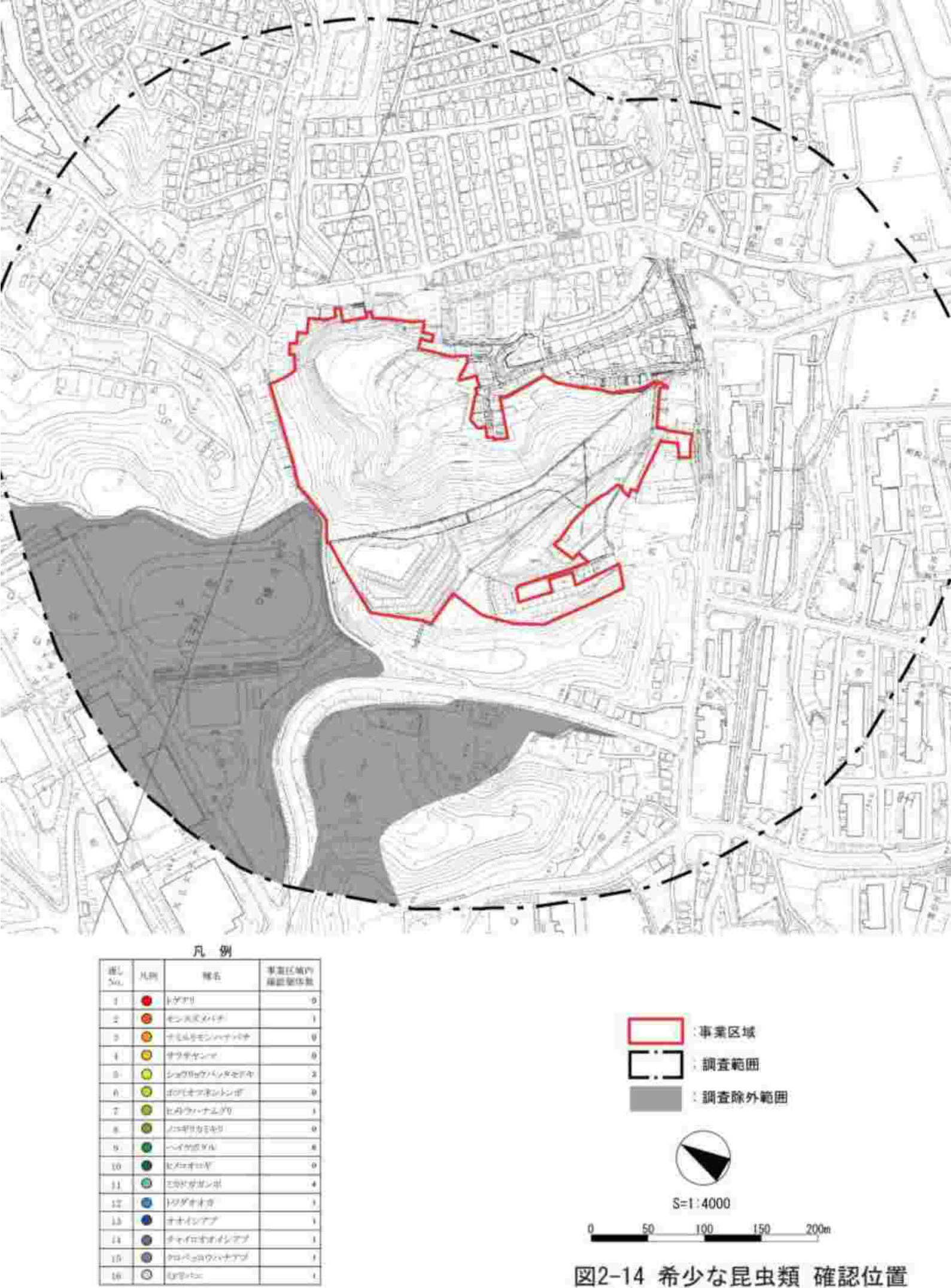
No	種名	事業区域		選定基準				
		内	外	文化財	種保存	国 RDB	都 RDB	
							南多摩	本土部
1	ホソミオツネントンボ	●	—	—	—	—	N T	N T
2	サラサヤンマ	—	●	—	—	—	E N	E N
3	ヒメコオロギ	—	●	—	—	—	D D	D D
4	ショウヨウハツタモトギ	●	●	—	—	—	V U	V U
5	ミカドガガンボ	●	—	—	—	—	留意種	留意種
6	トワダオオカ	●	●	—	—	—	留意種	留意種
7	オイシアブ	●	●	—	—	—	留意種	留意種
8	チャイロ材イアブ	●	—	—	—	—	留意種	留意種
9	ヘイケボタル	●	—	—	—	—	N T	N T
10	クロベッコウハナアブ	●	—	—	—	—	留意種	留意種
11	ミドリバエ	—	●	—	—	—	留意種	留意種
12	ヒメトラハナムグリ	●	—	—	—	—	留意種	留意種
13	ノコギリカミキリ	—	●	—	—	—	—	N T
14	トゲアリ	—	●	—	—	V U	N T	N T
15	モンスズメバチ	●	—	—	—	D D	—	—
16	ナミルリモンハナバチ	—	●	—	—	D D	—	—
計	16 種	10 種	9 種	0	0	3 種	13 種	14 種

* 希少な昆虫類の選定基準

- ・「文化財」＝「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物。
- ・「種保存」＝「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく、国内希少野生動植物種。
- ・「国 RDB」＝「環境省レッドリスト 2018」における該当種。
- ・「都 RDB」＝「レッドデータブック東京 2013」における南多摩地域及び本土部の該当種。

E N＝絶滅危惧ⅠB 類 V U＝絶滅危惧Ⅱ類 N T＝準絶滅危惧 D D＝情報不足

留意種＝現時点では絶滅のおそれはないと判断されるが、留意が必要と考えられるもの



(5) クモ類

現地調査は、事業区域及びその周辺 250m の範囲で実施した。

調査範囲内で確認されたクモ類は 119 種で、事業区域内でも 88 種が確認された。確認された種類のうち、希少なクモ類に該当する種は 2 種あり、事業区域内では 2 種が確認された。

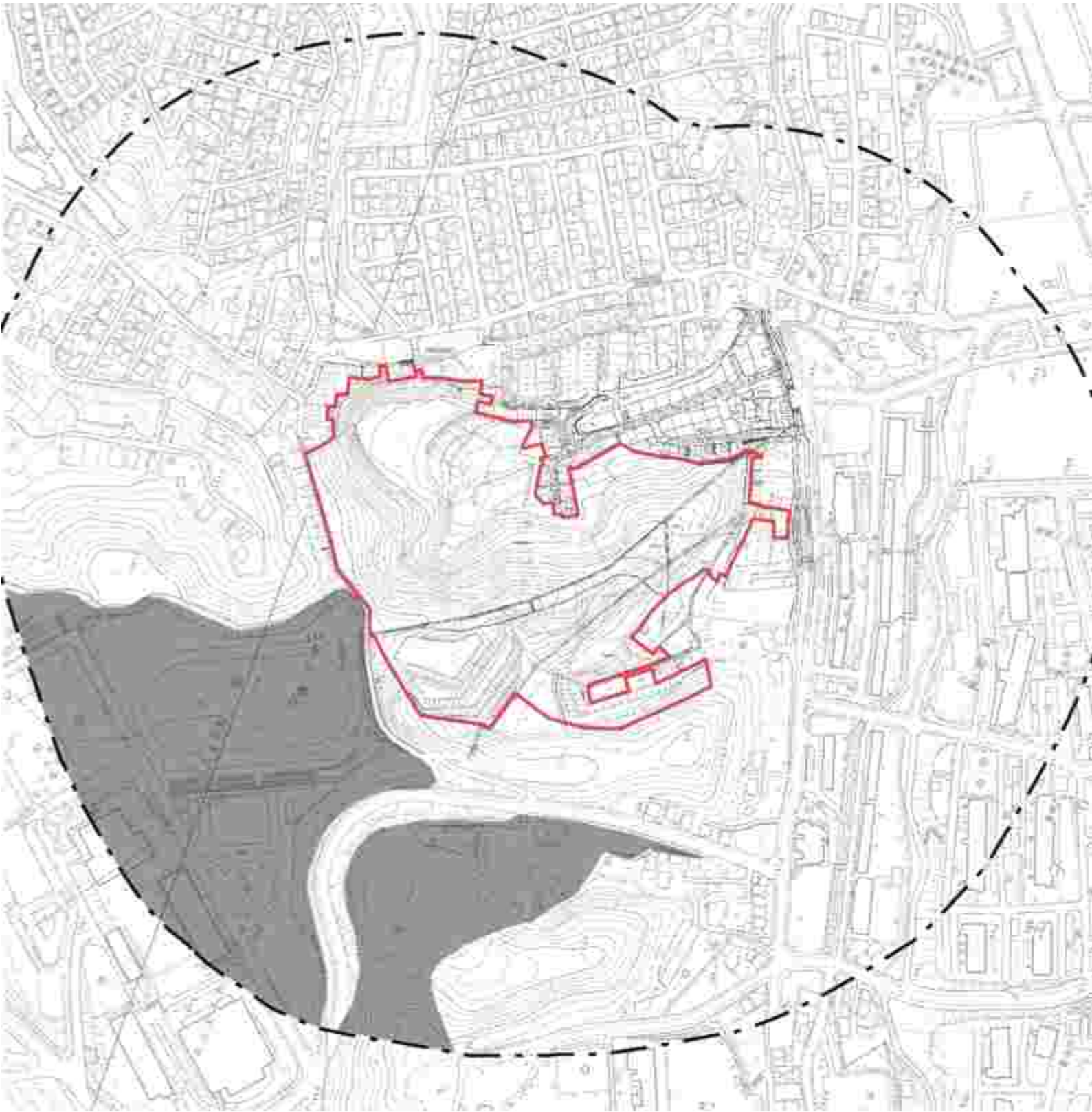
確認された種は平地から丘陵地にかけて生息する種が中心で、種数は少ないが、調査範囲の環境を反映し、樹林や草地、水辺を好む多様なクモ類が確認された。

表 2-12 希少なクモ類の確認状況

No	種名	事業区域		選定基準				
		内	外	文化財	種保存	国 RDB	都 RDB	
							南多摩	本土部
1	キジロオヒキグモ	●	—	—	—	—	DD	NT
2	コアシダカグモ	●	●	—	—	—	NT	NT
計	2 種	2 種	1 種	0	0	0	2 種	2 種

* 希少なクモ類の選定基準

- ・「文化財」＝「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物。
 - ・「種保存」＝「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく、国内希少野生動植物種。
 - ・「国 RDB」＝「環境省レッドリスト 2018」における該当種。
 - ・「都 RDB」＝「レッドデータブック東京 2013」における南多摩地域及び本土部の該当種。
- NT＝準絶滅危惧 DD＝情報不足



凡 例			
通し No.	凡例	種名	事業区域内確認個体数
1	●	コアシダカグモ	5
2	●	キジロオヒキグモ	1

- 事業区域
- 調査範囲
- 調査除外範囲



S=1:4000

0 50 100 150 200m

図2-15 希少なクモ類 確認位置

(6) 陸産貝類

現地調査は、事業区域及びその周辺 250m の範囲で実施した。
調査範囲内で確認された陸産貝類は 28 種で、事業区域内では 15 種が確認された。
確認された種類はのうち、希少な陸産貝類に該当する種は確認されなかった。
確認された種は平地から丘陵地にかけて生息する種が中心で、自然林に分布するミジンヤマタニシやムシオイガイや、乾燥地や人為的攪乱地で確認されるホソオカチョウジガイやパツラマイマイが確認された。

(7) 水生生物

1) 魚類

現地調査は、事業区域内の水系にて実施した。
調査の結果魚類は確認されなかった。
事業区域内の水系は、暗渠により事業区域外へ通じており、事業区域外との生態的連続性はないと考えられた。

2) 底生動物

現地調査は、事業区域内の水系にて実施した。
調査の結果、確認された底生動物は 48 種で、確認された種類はのうち、希少な底生動物は 2 種確認された。
なお、事業区域内の水系は、暗渠により事業区域外へ通じており、事業区域外との生態的連続性はないと考えられた。

表 2-13 希少な底生動物の確認状況

No	種名	事業区域		選定基準				
				文化財	種保存	国 RDB	都 RDB	
		内	外				南多摩	本土部
1	マメシジミ類の一種	●	—	—	—	—	DD	DD
2	サワガニ	●	—	—	—	—	留意種	留意種
計	2 種	2 種	1 種	0	0	0	2 種	2 種

* 希少な陸産貝類・底生動物の選定基準

- ・「文化財」＝「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物。
- ・「種保存」＝「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく、国内希少野生動植物種。
- ・「国 RDB」＝「環境省レッドリスト 2018」における該当種。
- ・「都 RDB」＝「レッドデータブック 東京 2013」における南多摩地域及び本土部の該当種。

DD＝情報不足

留意種＝現時点では絶滅のおそれはないと判断されるが、留意が必要と考えられるもの

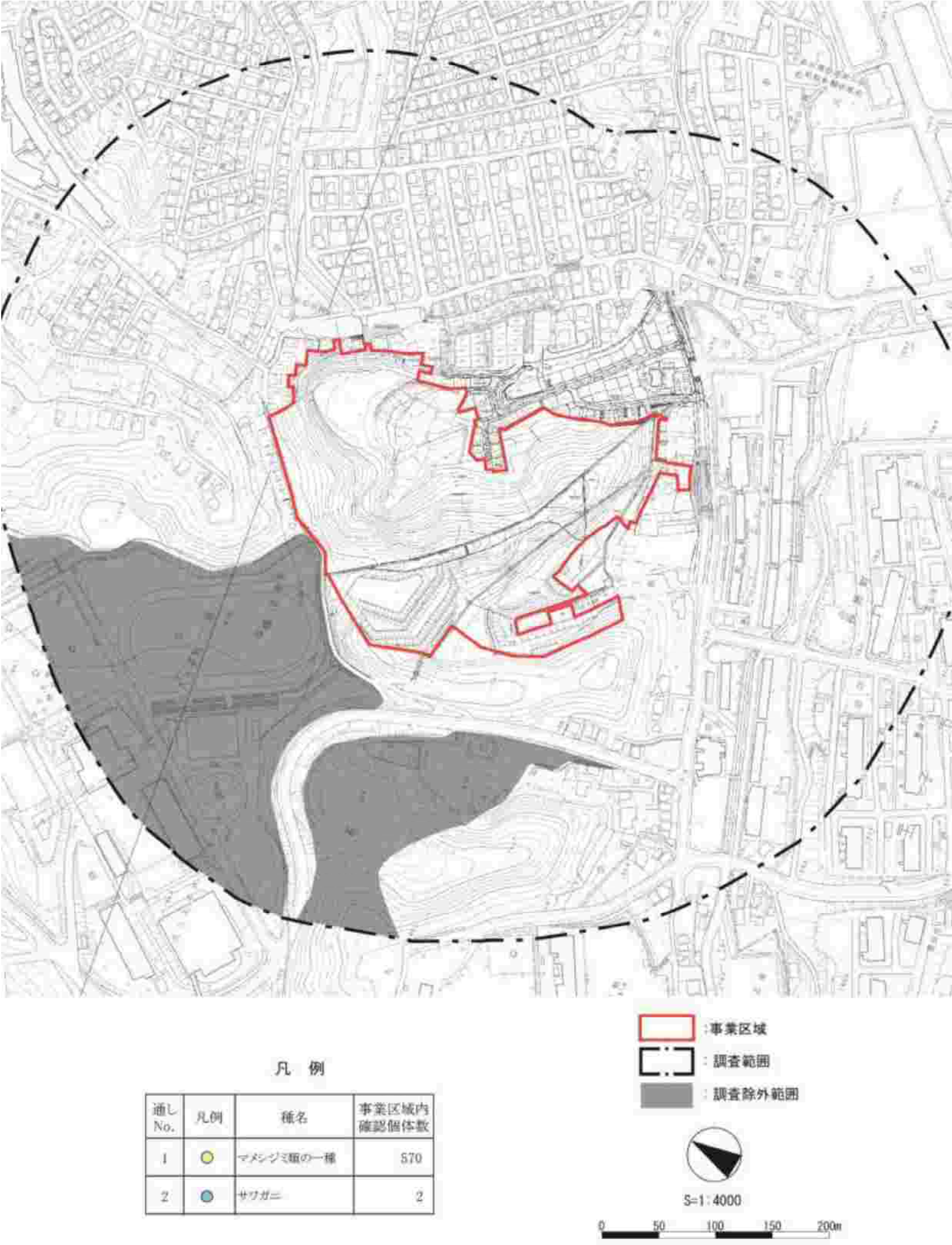


図2-16 希少な底生生物類 確認位置

6. 希少猛禽類

(1) 調査目的・調査期間・調査方法

事前の聞き取り調査等において、事業区域周辺において複数の希少猛禽類の営巣情報があったことから、希少猛禽類による事業区域の利用状況や、行動圏の内部構造・繁殖状況等を把握し、必要に応じた保全対策の資料を得るため調査を実施した。

調査方法・調査頻度・解析については「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年 12 月）に準拠したが、定点調査の手法を用いた行動圏調査も実施した。

調査期間は平成 30 年 2 月から令和元年 8 月を基本として、2 営巣季を含む 1.5 年間実施した。なお営巣場所調査においては聞き取り調査により、平成 28 年の営巣状況についても一部把握する事ができた。

(2) 営巣場所

事業区域内において希少猛禽類の営巣は確認されなかった。

事業区域周辺 3km を目安に調査を行い、4 箇所の希少猛禽類の営巣地が確認されたが、3km 範囲内の営巣地は 2 箇所（A 地区・B 地区）であった。

そのうち、事業区域に最も近いのは A 地区の巣で、事業区域から約 1.4km 離れた場所であった。B 地区の巣は、事業区域から約 2.6km 離れていた。なお C 地区については希少猛禽類の巣は確認されたが、利用状況については不明であった。

そのため最も近い A 地区の巣を「猛禽類保護の進め方（改訂版）対象巣として解析を行った。

表 2-14 事業区域周辺における希少猛禽類の営巣状況

年	対象巣	3km 以内の周辺巣	3km 以上離れた周辺巣	
	A 地区 (1.4km)	B 地区 (2.6km)	C 地区 (3.3km)	D 地区 (4.9km)
平成 28 年	営巣（2 羽）	不明	営巣（1 羽以上）	不明
平成 29 年	不明	営巣（2 羽）	営巣（2 羽）	不明
平成 30 年	営巣（1 羽以上）	営巣（0 羽）	営巣（2 羽）	不明
平成 31 年及び 令和元年	営巣（0 羽）	営巣（1 羽）	営巣（2 羽）	不明

＊表中の（ ）内の羽数は、巣立ち及び独立分散した幼鳥の個体数を示す。

(3) 繁殖期における確認状況

平成 30 年は合計で 45 回の確認があり、平成 31 年及び令和元年は合計で 86 回の確認があった。A 地区ペアの確認が最も多く、成鳥雄が 50 回、成鳥雌が 19 回で、合計 69 回であった。

表 2-15 希少猛禽類の確認状況

齡	性	個体	平成 30 年							合計
			2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
成鳥	雄	A 地区	2	3	2	2	1	0	0	10
		不明	1	0	0	0	0	0	0	1
	雌	A 地区	3	3	0	0	0	3	1	10
		不明	5	2	0	0	0	0	0	7
	不明		0	1	0	0	1	0	0	2
若鳥	雄	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	雌	不明	0	1	0	1	0	0	0	2
	不明	不明	0	2	0	0	0	0	0	2
幼鳥			0	0	0	0	0	5	0	5
不明	雄	不明	0	0	0	0	1	0	0	1
	雌	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明		0	1	2	1	0	1	0	5
合計			11	13	4	4	3	9	1	45

齢	性	個体	平成 31 年				令和元年				合計
			1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
成鳥	雄	A 地区	2	4	17	5	4	1	3	4	40
		不明	1	1	1	4	1	2	0	2	12
	雌	A 地区	6	1	2	0	0	0	0	0	9
		不明	2	2	0	0	0	0	0	0	4
	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
若鳥	雄	不明	8	0	3	0	0	0	0	0	11
	雌	不明	0	2	2	0	0	0	0	0	4
	不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼鳥			0	0	0	0	0	0	0	1	1
不明	雄	不明	1	0	0	0	1	1	0	0	3
	雌	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明		0	0	2	0	0	0	0	0	2
合計			20	10	27	9	6	4	3	7	86

(4) 営巢中心域

営巣中心域については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年）に基づき解析を行った。平成 30 年調査結果における解析では、事業区域は営巣中心域に含まれていなかった。

また平成 31 年及び令和元年では、繁殖に失敗し巣立ち幼鳥がなかったため解析はできなかったが、平成 30 年の調査結果や、巣から事業区域までの距離が 1.4km 離れている事、緑地が連続していない事から、明らかに営巣中心域には含まれていないと考えられた。

(5) 高利用域

「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年）に従い、近年使用が確認された巣の重心において解析した結果、事業区域は高利用域に含まなかった。

また、「猛禽類保護の進め方」（平成 8 年）に従い、対象巣ペアの実際の行動により高利用域を解析した結果、高利用域には含まれていなかった。

＊いずれの解析においても、高利用域は事業区域に含まれていない事や、事業区域付近に行動域がある事等、同様な傾向が確認されたことから、双方の解析結果に基づき保全対策等の検討を行う事とした。

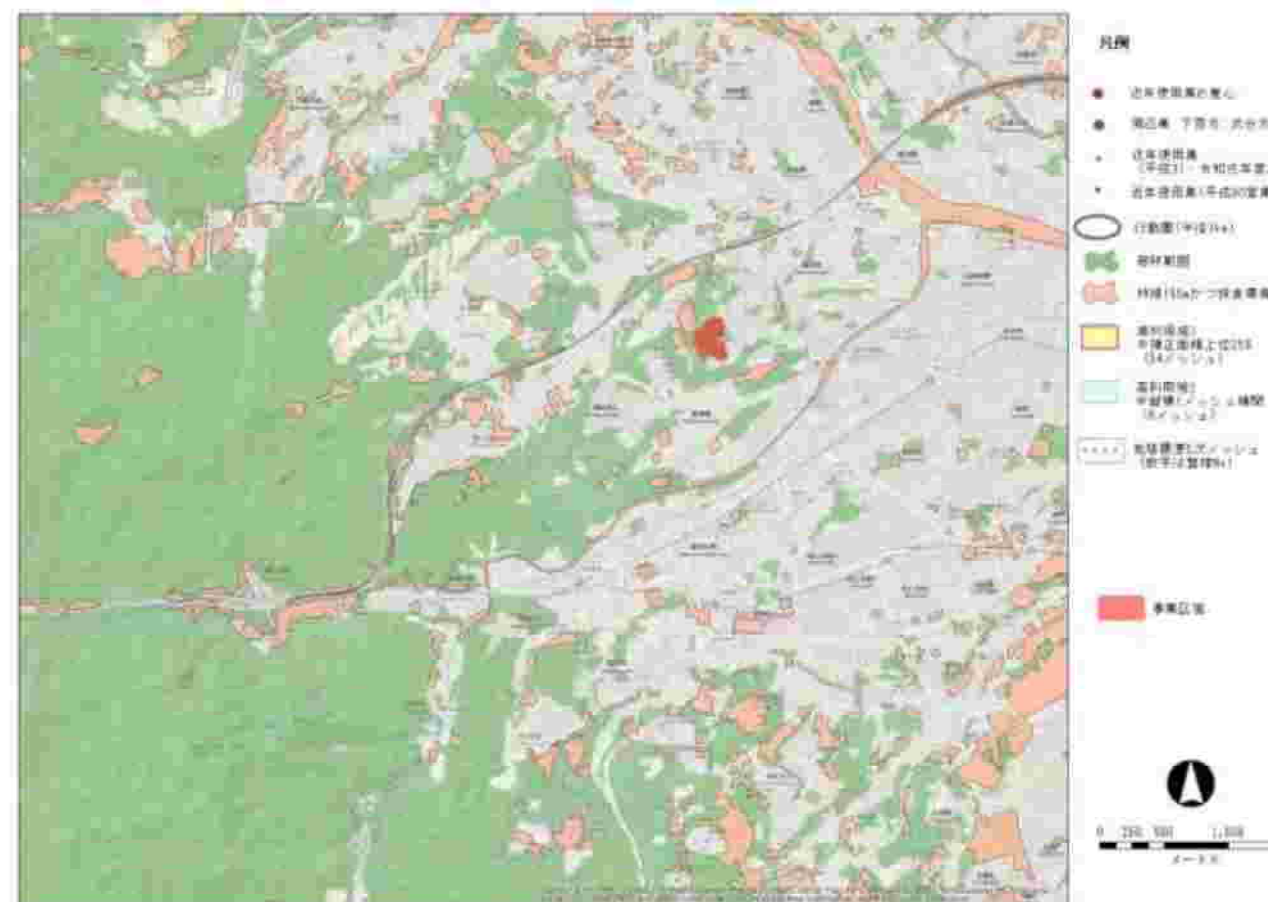


図 2-17 「猛禽類保護の進め方（改訂版）」による高利用域（平成 31 年・令和元年 巢位置）

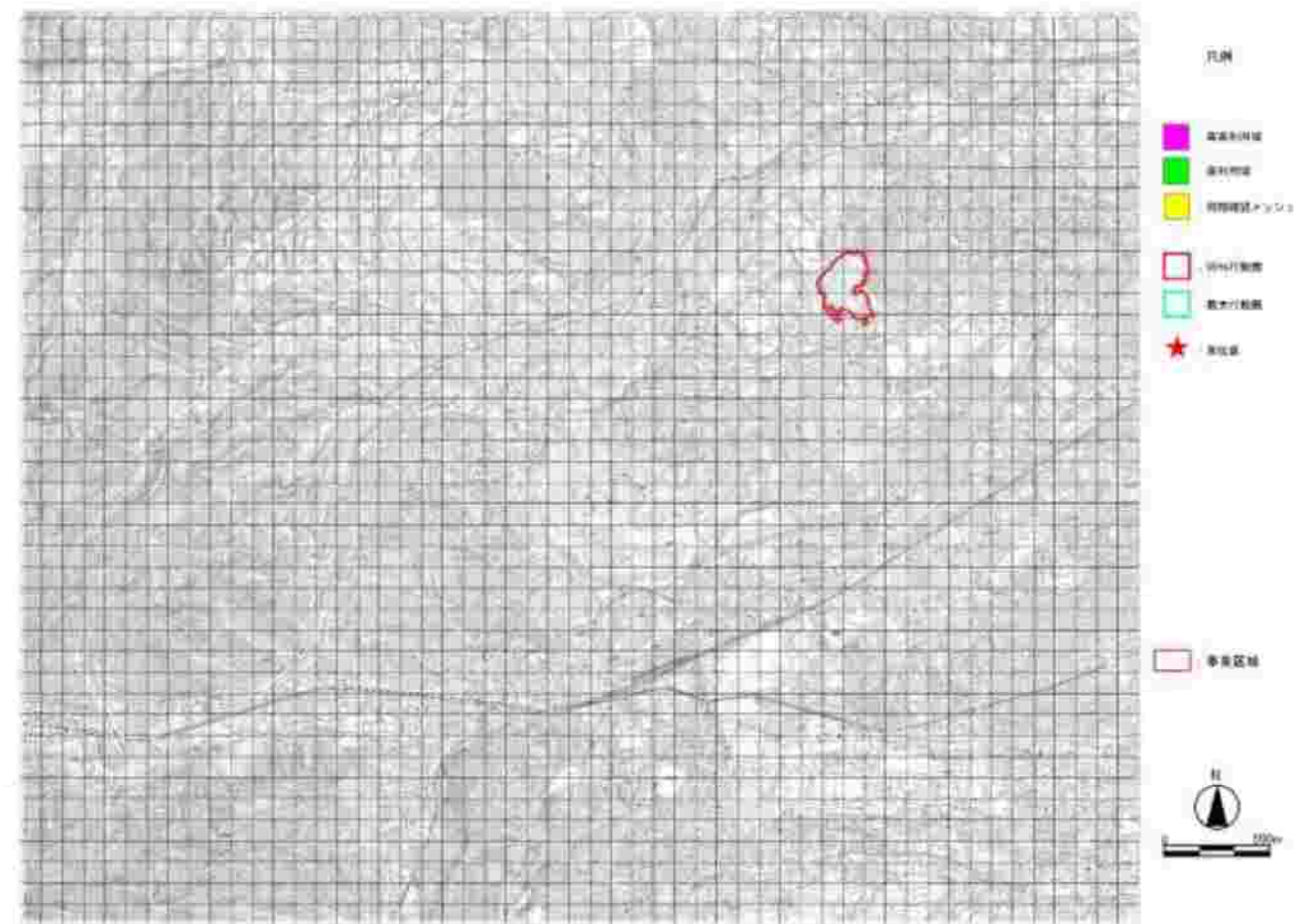


図 2-18 「猛禽類保護の進め方」による高利用域（平成 30 年）

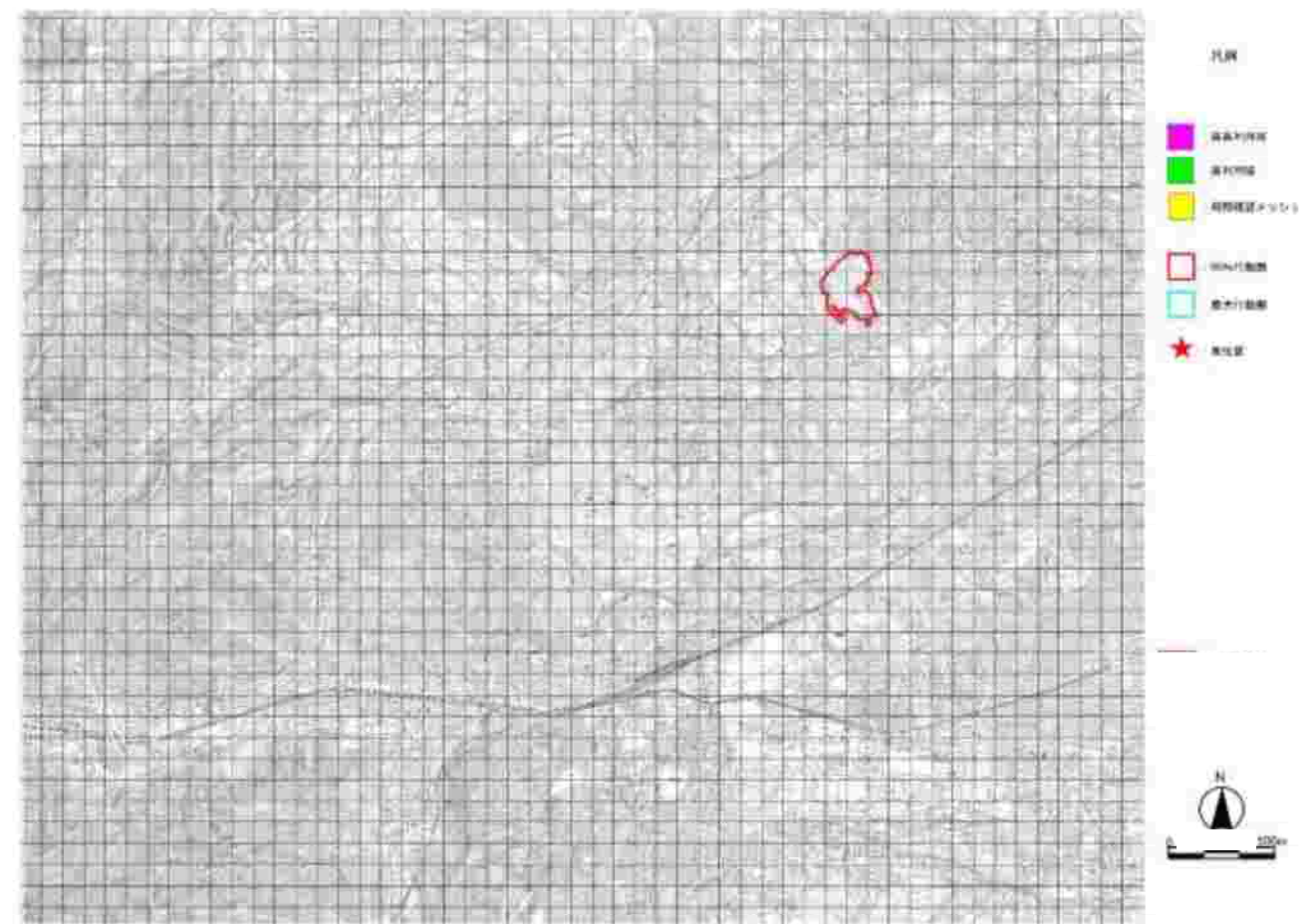


図 2-19 「猛禽類保護の進め方」による高利用域（平成 31 年・令和元年）

7. 景観

事業区域は、八王子市街地の西側の舟田丘陵の一部に属しているが、東側と南側は、住宅団地や集合住宅団地が隣接しており、西側は中高大学が併設された女子学校が隣接している。

事業区域はコナラ群落が基本の雑木林が多くを占めており、草地も認められる。
事業区域付近には、北西側に中央自動車道が北東～南西に、南東側に国道 20 号線（甲州街道）が北東～南西に走っている。

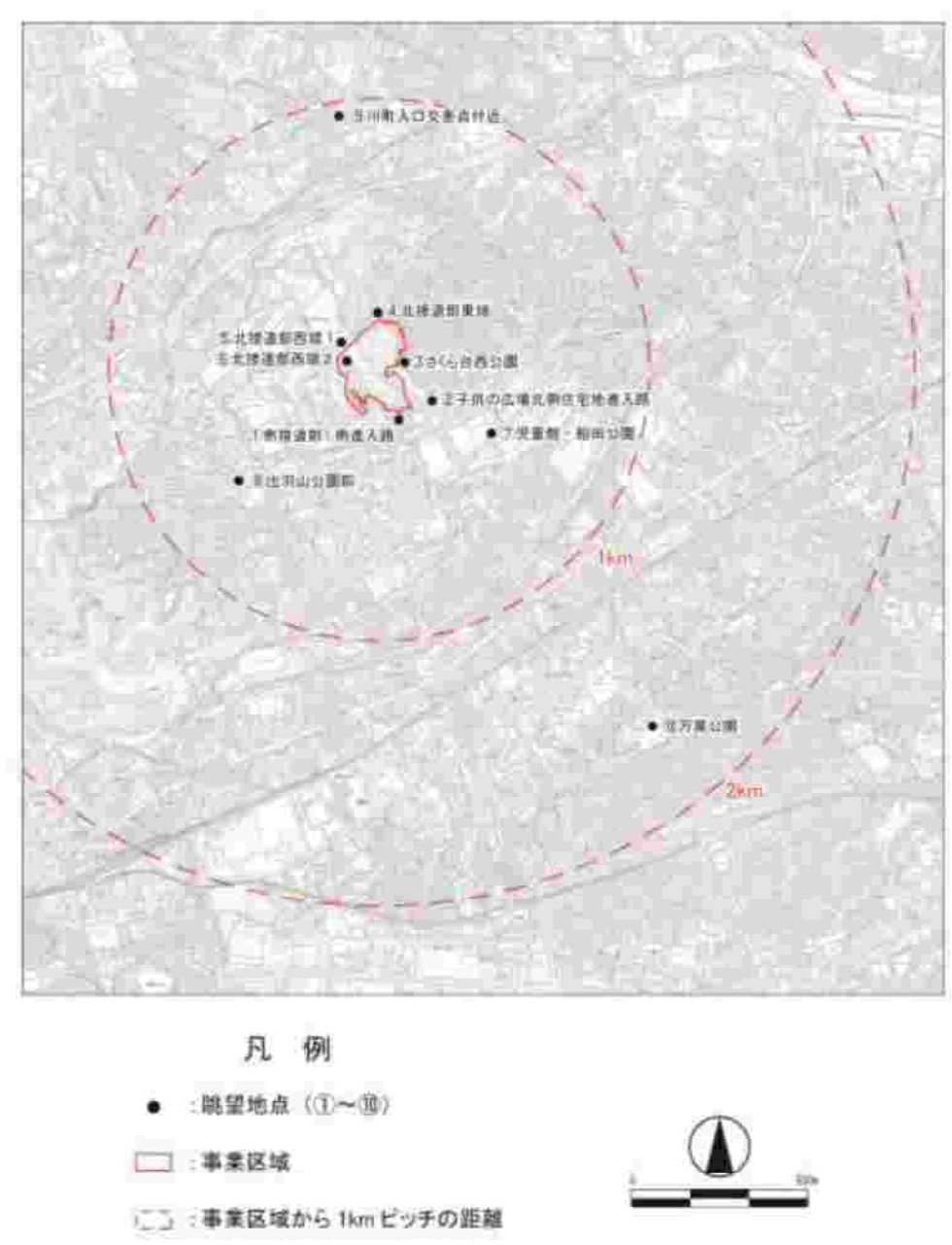


図 2-20 代表的な眺望地点位置

■各眺望地点からの眺望景観

地点①(南接道部(南進入路))

地点①は事業区域の南側進入口が道路に取り付くあたりである。
事業区域の樹林が目の前に迫ってきていて、四季を問わず、よく眺めることができる。



春季調査時	
夏季調査時	
秋季調査時	
冬季調査時	
—— : 事業区域 可視部 - - - : 事業区域 不可視部	

図 2-21 写真 地点①から事業区域への眺望

地点②(子供の広場北側住宅地進入路)

地点②は、子供の広場の北側歩道上で、新たに整備された住宅地への進入路入口付近である。

住宅等の建築物はあるが、事業区域の樹林の頭はほぼ見えている。また写真右端の道路の奥にも事業区域の樹林を見ることができる。



春季調査時	
夏季調査時	
秋季調査時	
冬季調査時	
	

図 2-22 写真 地点②から事業区域への眺望

地点③(さくら台西公園)

地点③は、さくら台西公園内の東側公園入口付近である。

住宅の裏の事業区域の樹林は、四季で紅葉や落葉はあっても、常によく見えている。



春季調査時	
夏季調査時	
秋季調査時	
冬季調査時	
	

図 2-23 写真 地点③から事業区域への眺望

地点④(北接道部東端)

地点④は、北側に接する道路上で、道路南側の既存の住宅が途切れる地点である。

事業区域の樹林の樹冠が道路に覆い被さるように広がっており、また、樹林の中ものぞき込むことができる。



春季調査時	
夏季調査時	
秋季調査時	
冬季調査時	
—— : 事業区域 可視部 - - - - : 事業区域 不可視部	

図 2-24 写真 地点④から事業区域への眺望

地点⑤(北接道部西端 1)

地点⑤は、北側に接する道路上で、事業区域の西側端部、共立女子大学グラウンド付近である。

事業区域の樹林がフェンス上部に見えている。冬期は落葉樹が葉を落とすので、事業区域内部も少し見やすくなる。



春季調査時	
夏季調査時	
秋季調査時	
冬季調査時	
—— : 事業区域 可視部 - - - - : 事業区域 不可視部	

図 2-25 写真 地点⑤から事業区域への眺望

地点⑥(北接道部西端 2)

地点⑥は、北側の道路に接する事業区域の西側端部の地点⑤から、事業区域の西側に沿って、道路から入り込んだあたりである。

事業区域は、四季により樹林地や草地の見通しは変化するが、常によく眺めることができる。



春季 調査時	
夏季 調査時	
秋季 調査時	
冬季 調査時	
: 事業区域 可視部 : 事業区域 不可視部	

図 2-26 写真 地点⑥から事業区域への眺望

地点⑦(児童館・船田公園)

地点⑦は、中郷児童館長房分館の裏で、公園と都営長房東アパート東 3 に挟まれたあたりである。
事業区域の樹林の上部が、常に見えている。

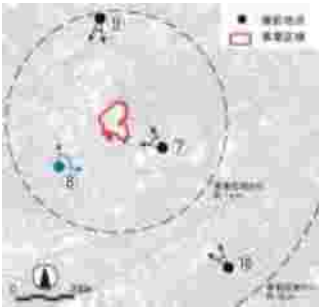


春季調査時	
夏季調査時	
秋季調査時	
冬季調査時	
: 事業区域 可視部 : 事業区域 不可視部	

図 2-27 写真 地点⑦から事業区域への眺望

地点⑧(出羽山公園前)

地点⑧は、出羽山公園のしまむら側出入口で、マツモトキヨシの駐車場の対面付近である。
この眺望地点から見ると事業区域はマツモトキヨシの駐車場の方角であるが、その手前に尾根や樹林地があるため、事業区域を眺めることはできない。

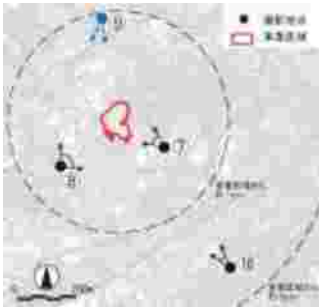


春季調査時	
夏季調査時	
秋季調査時	
冬季調査時	
——— : 事業区域 可視部 - - - - - : 事業区域 不可視部	

図 2-28 写真 地点⑧から事業区域への眺望

地点⑨(川町入口交差点付近)

地点⑨は高尾街道沿いで、川町入口交差点のコンビニエンスストア付近である。
写真中央の住宅や店舗、およびその向かって左側が事業区域の方向であるが、建築物、高速道路、樹林地などにより、事業区域方向の眺望は得られない。

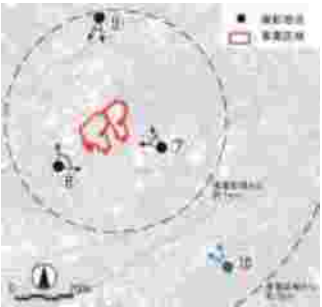


春季調査時	
夏季調査時	
秋季調査時	
冬季調査時	
——— : 事業区域 可視部 - - - - - : 事業区域 不可視部	

図 2-29 写真 地点⑨から事業区域への眺望

地点⑩(万葉公園)

地点⑩は京王高尾線の北側、小高い万葉公園内で、北への視界が開けた園路、園地のあたりである。
北方向への遠望が得られ、市街地越しに事業区域の樹林が小さく見えている。



春季調査時	
夏季調査時	
秋季調査時	
冬季調査時	
——— : 事業区域 可視部 - - - - - : 事業区域 不可視部	

図 2-30 写真 地点⑩から事業区域への眺望

第3章 自然環境の保全計画

【本事業における自然環境保全の理念】

本事業は安心・安全・快適な住環境の提供を目的としているが、同時に自然保護条例等により、自然環境の保全も事業の重要な目的の一つと考えている。自然環境は、人間の生存基盤の最も基礎となる要素であるが、事業の性質上、伐採や造成等により、植生や植生以外にも、そこに生育・生息する動植物に影響を与える事が懸念される。そのため自然環境の保全と安心・安全な住環境の提供と、出来る限りの自然環境保全のバランスを持った計画の策定を行う事とした。

1. 自然環境に配慮した土地利用計画

(1) 自然環境に配慮した土地利用計画の基本方針

事業の理念を踏まえ、当地の自然環境を構成する「景観」「植生」「動植物」「水系」に着目して、土地利用計画策定における基本方針を整理した。

■自然環境に配慮した土地利用計画の基本方針

①景観に配慮した土地利用計画

丘陵地の景観や、周囲のみどりや住宅地との景観に配慮した計画とする。

②植生に配慮した土地利用計画

現況の樹林植生を出来る限り現況保全した植生に配慮した計画とする。

③動植物に配慮した土地利用計画

計画地を生育・生息場所としている動植物に配慮した計画とする。

④水系に配慮した土地利用計画

計画地内の水系に配慮した計画とする。

■各種法令等に基づく緑地基準・緑化率等に配慮した基本方針

①「東京における自然の保護と回復に関する条例」

・条例に基づく基準値以上の緑地（10%以上、5%以上の公共的緑地を含む）を確保する。（20,734.48㎡・34.08%）

②「丘陵地における適正開発のための指導指針」

・指導基準に基づく土工量（6m³/㎡以下）に準拠した計画とする。
（土工量 3.106 m³/㎡⇒P3-51 参照）

(2) 自然環境に配慮した土地利用計画

事業の目的である住宅団地の建設と、各種法令等の要件、自然環境に配慮した土地利用計画の基本方針を踏まえ、土地利用計画を策定した。



図 3-1 土地利用計画図

2. 事業による緑地等への影響

- 自然環境に配慮した土地利用計画を検討したが、配慮してもなお影響を受ける自然環境があり、影響の程度について改変される植生面積等をもって整理した。
- 現況の事業区域内の植生全体 59,917.96 m²が造成等により、42,070.09 m²（71.88%）が改変され、16,847.87 m²（28.12%）が現況保全される。
 - 自然度が高いと考えられるヨシ群落やセリ群落の湿性草地については、改変は行わず、全て現況保全とした。
 - 自然度が低いと考えられる外来生物法の要注意外来生物等が繁茂する草地については、2,924.51 m²（65.78%）が保全される面積になったが、現況保全とはせず、自然環境に配慮した植生への転換を行う事とした。

表 3-1 事業により改変される植生面積

緑地等	現況の面積等	改変される面積	保全される面積
落葉広葉樹林	32,524.40 m ² (100%)	27,307.91 m ² (83.96%)	5,216.49 m ² (16.04%)
竹林	5,254.47 m ² (100%)	3,989.18 m ² (75.92%)	1,265.29 m ² (24.08%)
草地等	15,157.26 m ² (100%)	8,011.33 m ² (52.85%)	7,145.93 m ² (47.15%)
湿性草地	295.65 m ² (100%)	0.00 m ² (0.00%)	295.65 m ² (100%)
自然度が低い草地等	4,445.94 m ² (100%)	1,521.43 m ² (34.22%)	2,924.51 m ² (65.78%)
植栽樹群地	2,240.24 m ² (100.00%)	2,240.24 m ² (100.00%)	0 0
植生合計	59,917.96 m ² (100%)	43,070.09 m ² (71.88%)	16,847.87 m ² (28.12%)
水系（沢）	749m (100%)	594m (79.31%)	155m (20.69%)

- 落葉広葉樹林⇒コナラ群落、ヌルデ・アカメガシワ群落、
- 竹林⇒モウソウチク・マダケ群落
- 草地等⇒アズマネザサ群落、ススキ・オギ群落、カゼクサ群落、メヒシバ群落、畑地雑草群落・果樹園
- 湿性草地⇒ヨシ群落・セリ群落
- 自然度が低い草地等⇒クズ・キクイモ群落（在来・外来種）、セイタカアワダチソウ群落（生被外）、ヒメムカシヨモギ群落（外来種）＊生被外＝生態系被害防止外来種リストの該当種
- 植栽地⇒植栽樹群落地

表 3-2 事業により改変される群落面積

分類	凡例	群落名	植生面積	改変される植生面積		保全される植生面積	
			(㎡)	(㎡)	(%)	(㎡)	(%)
木本群落	A	コナラ群落	24,824.55	21,741.42	87.58%	3,083.13	12.42%
	C	モウソウチク・マダケ群落	5,254.47	3,989.18	75.92%	1,265.29	24.08%
	D	ヌルデ・アカメガシワ群落	7,699.85	5,566.49	72.29%	2,133.36	27.71%
	木本群落 小計		37,778.87	31,297.09	82.84%	6,481.78	17.16%
草本群落	E	アズマネザサ群落	1,799.77	147.03	8.17%	1,652.74	91.83%
	F	クズ・キクイモ群落	2,517.28	752.01	29.87%	1,765.27	70.13%
	G	ヨシ群落	268.42	0.00	0.00%	268.42	100.00%
	H	ススキ・オギ群落	7,819.68	2,488.07	31.82%	5,331.61	68.18%
	I	カゼクサ群落	59.86	59.86	100.00%	0	0.00%
	J	セイタカアワダチソウ群落	1,560.72	401.48	25.72%	1,159.24	74.28%
	K	メヒシバ群落	3,324.51	3,324.51	100.00%	0	0.00%
	L	ヒメムカシヨモギ群落	367.94	367.94	100.00%	0	0.00%
	N	畑地雑草群落	1,608.56	1,608.56	100.00%	0	0.00%
	O	セリ群落	27.23	0.00	0.00%	27.23	100.00%
	草本群落 小計		19,353.97	9,149.46	47.27%	10,204.51	52.73%
土地利用	P	果樹園	544.88	383.30	70.35%	161.58	29.65%
	Q	植栽樹群地	2,240.24	2,240.24	100.00%	0	0.00%
	土地利用タイプ 小計		2,785.12	2,623.54	94.20%	161.58	5.80%
植生面積 合計			59,917.96	43,070.09	71.88%	16,847.87	28.12%

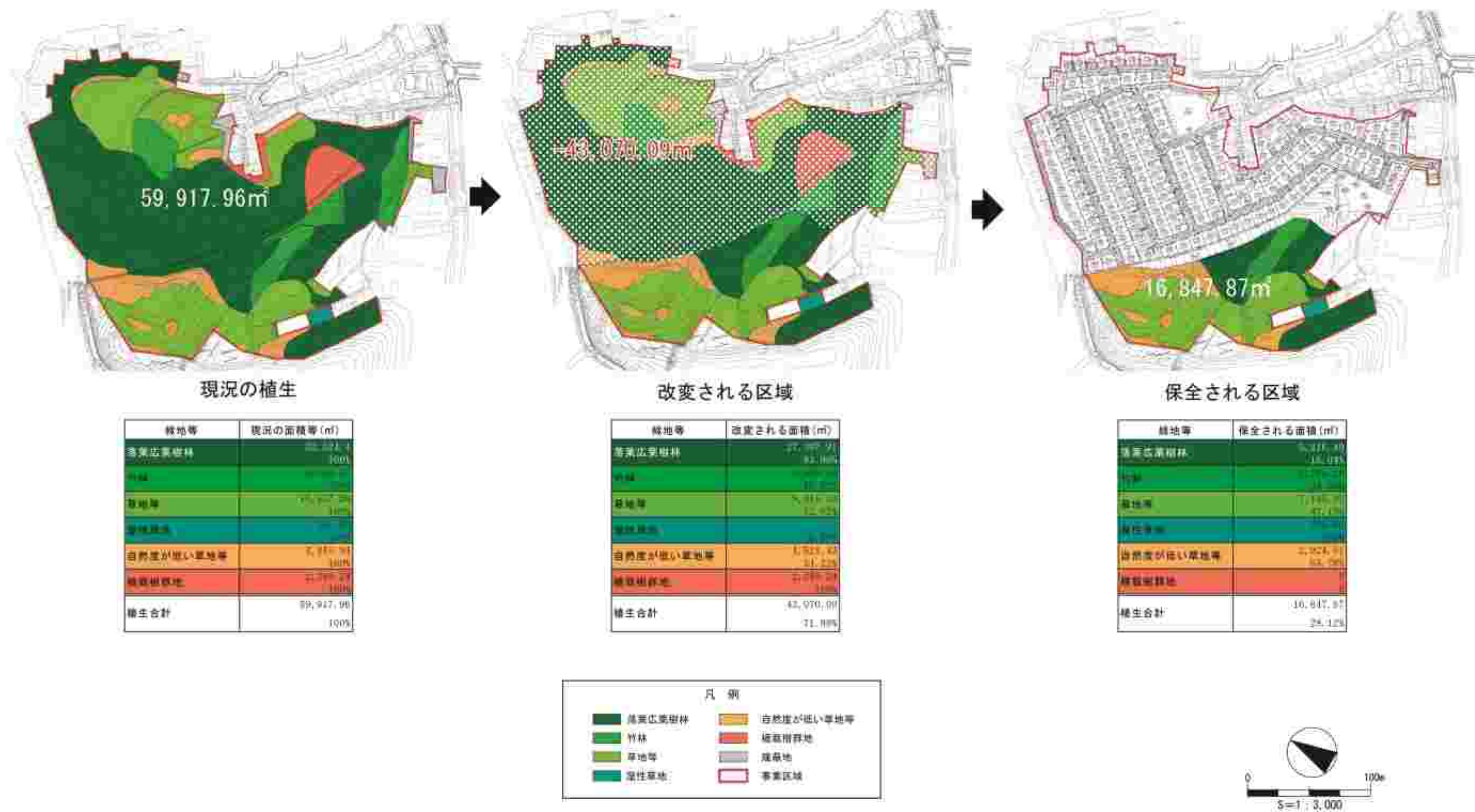


図 3-2 事業により改変される植生面積

3. 自然環境保全計画の基本方針と概要
(1) 自然環境保全計画の基本方針

- 改変区域の最少化等により、出来る限りの緑地を確保する。
- 区域外緑地との連続性に配慮した残留緑地を配置する。
- 現況保全とした区域内緑地の積極的なエコアップを行う。

(2) 自然環境への配慮の概要

- 出来る限りの緑地の確保

改変区域を最少化し、自然保護条例上では求められない残留緑地や回復緑地27.69%を含め、「丘陵地における適正開発のための指導指針」において20%以上とされる緑地を、本事業においては34.08%に設定した。
- 区域外緑地との連続性に配慮した残留緑地の配置

事業区域は周囲を住宅地等の建蔽地に隣接しているが、西側が緑地（コナラ群落）に隣接しており、区域外緑地との連続性に配慮し、改変区域を東側にまとめ、残留緑地を西側に一団として配置した。
- 残留緑地・回復緑地のエコアップ

残留緑地に設定された残留緑地や回復緑地は、竹林やクズ群落等の自然度が低い緑地となっているため、林相改良等により、積極的なエコアップを行う。
- 自然環境に配慮した植栽緑地の整備

切土造成法面等に、改変区域から採取した幼木等を活用し、自然環境に配慮した植栽を行う。
- 自然環境に配慮した公園の整備

改変区域内の公共的緑地として整備する公園内に、自然保護条例の基準に準拠した植栽緑地を行い、自然環境に配慮した整備を行う。
- 希少な動植物の保全

残留緑地に生育・生息する希少な動植物に配慮した適正な植生管理等を行うとともに、改変区域に生育・生息する希少な動植物個体に配慮した、移植・移動保全を行う。

～希少な動物に配慮した植生管理や整備例～

・

回復緑地においてクズ群落等を樹木植栽と草地化を行いオオタカ等の希少猛禽類に配慮した採餌場場所を整備する。

・

ヨシ群落・セリ群落の適正管理や、開渠水路を整備により、ホタル類の生息環境を整備する。

表 3-3 自然環境への配慮の概要

項 目	配慮した内容
●出来る限りの緑地の確保	①残留緑地の確保
	②回復緑地の整備
	③植栽緑地の整備
	④・⑤公共的緑地の整備
	⑥開渠水路の整備
●区域外緑地との連続性に配慮した残留緑地・回復緑地の配置	①・②区域外緑地との連続性がある西側に残留緑地・回復緑地を配置
●残留緑地・回復緑地のエコアップ	①残留緑地のエコアップ ・コナラ群落⇒現況保全と適正管理 ・モウソク・マダケ植林⇒コナラ群落に林相改良 ⇒一部現況保全とし適正管理 ・スルビ・アカガシ群落⇒現況保全と適正管理 ・アズマネザサ群落⇒コナラ群落に林相改良 ・クズ・キクイモ群落⇒コナラ群落に林相改良 ・クズ・ススキ群落⇒コナラ群落に林相改良 ・ヨシ群落⇒現況保全と適正管理 ・セリ群落⇒現況保全と外来種除去（オランダガラシ） ・果樹園（クリ）⇒現況保全と適正管理 ・開渠水路⇒暗渠水路を開渠に整備し自然水路とする。
	②回復緑地のエコアップ ・クズ・キクイモ群落⇒樹木植栽と草地化 ・クズ・ススキ群落⇒樹木植栽と草地化 ・セイカアワダチソウ群落⇒畑地
●自然環境に配慮した植栽緑地の整備	②③④⑤改変区域の幼木等を活用した植栽
●自然環境に配慮した公園の整備	④自然環境に配慮した公園-1 の整備
	⑤自然環境に配慮した公園-3 の整備
●希少な動植物の保全	①残留緑地における湿性草地の適正管理や開渠水路の整備による、ホタル類の生息環境の整備等。
	②回復緑地における樹木植栽と草地化によるオオタカの採餌場場所の整備等。
	⑦改変区域に生育・生息する動植物の移植・移動保全

*表中の○数字は、実施位置を示し、次ページの図面に整合する。



図 3-3 自然環境への配慮の概要

4. 自然環境への配慮による緑地の増減

本事業においては住宅団の建設が目的であり、現況の自然環境は造成等により減少し、植生や動植物等に影響を与える事となる。そのため自然環境への影響を最小限とするため、出来る限りの緑地の確保や希少な動植物の生育・生息環境の確保も保全計画の基本方針として挙げている。

事業における自然環境の減少と、保全計画による自然環境への配慮を整理し、事業による自然環境の増減について、植生面積をもって整理した。

■落葉広葉樹林

事業区域内の落葉広葉樹林は、コナラ群落とスズカササギ群落から成っており、本事業により最も多く失われ、現況の 90.52%が減少する。そのため残留緑地に設定したモウソウチク・マダケ群落やアズマナツハシ群落、クス・キイチ群落の植生改良を行い、コナラ群落を 4,552.61 m²整備する。また回復緑地においても、現況のクス・キイチ群落やセイカアワダチソ群落等の植生改良を行い、草地が混生するコナラ群落を 2,747.22 m²整備する。残留緑地と回復緑地等、13,319.85 m²の整備により、落葉広葉樹林は事業区域全体で 16,402.93 m²・50.43%となる。

■竹林

事業区域内の竹林は改変区域と残留緑地にあり、モウソウチク・マダケ群落から成っている。改変区域にある面積は 3,989.18 m²（75.91%が減少）となり、さらに残留緑地の竹林 1,265.29 m²のうち 1,031.96 m²を自然度が高いコナラ群落に植生改良する。残りの 233.33 m²は現況保全とし、適正な管理を行う計画とした。

■草地等（自然度が低い草地を除く）

事業区域の草地等は、14,769.75 m²（97.44%）が減少する。残留緑地・回復緑地の草地等（自然度が低い草地を除く）は、アズマナツハシ群落、ススキ・オガヒ群落、から成るが、アズマナツハシ群落はコナラ群落に植生改良するため減少し、ススキ・オガヒ群落はコナラ群落と在来種の草地に改良する。草地は事業区域全体で 4,035.90 m²となり、現況の 26.63%となる。

■湿性草地

改変区域に湿性草地はなく減少はない。残留緑地の湿性草地はヨシ群落、セリ群落から成り、現況保全を基本とするため、湿性草地は事業区域全体で 295.65 m²となり増減はない。なお残留緑地のセリ群落には、環境省・農林水産省の「生態系被害防止外来種リスト」に指定されているオランダガラシが混生していることから、抜取を行い在来種による健全な湿性草地を目指す。

■自然度が低い草地

クス・キイチ群落や外来種等の自然度が低い草地については、事業区域内に 4,445.94 m²あり、改変区域にも残留緑地・回復緑地にも含まれる。本事業においては、残留緑地・回復緑地にある自然度が低い草地については、全て在来種による草地等に植生改良し、全てをなくす計画とした。

■植栽樹群地

事業区域内の植栽樹群地は改変区域のみに分布し 2,240.24 m²であり全てが失われる。新たな植栽樹群地は整備しないので、事業により植栽樹群地は全てなくなる計画とした。

■水路（開渠）

改変区域の水路（開渠）はU字側溝を含み 71mであり、86.58%が減少する。残留緑地の水路（開渠）は 11mであるが、現況は暗渠となっている箇所を水路（開渠）として整備する事により、26mの増加となり、水路は事業区域全体で 37m・45.12%となる。

表 3-4 事業における緑地等の増減（林相改良による減少を含む。）

環境	現況面積:m ² (%)	減少面積:m ² (%)	増加面積:m ²	差し引き面積: m ² (%)
落葉広葉樹林	32,524.40 m ² (100.00%)	29,441.27 m ² (90.52%)	13,319.80 m ²	16,402.93 m ² (50.43%)
竹林	5,254.47 m ² (100.00%)	5,021.14 m ² (95.55%)	0.0 m ²	233.33 m ² (4.44%)
草地等	15,157.26 m ² (100.00%)	14,769.75 m ² (97.44%)	3648.39 m ²	4,035.90 m ² (26.63%)
湿性草地	295.65 m ² (100.00%)	0.00 m ² (0.00%)	0.00 m ²	295.65 m ² (100.00%)
自然度が低い草地	4,445.94 m ² (100.00%)	4,445.94 m ² (100.00%)	0 m ²	0.00 m ² (0.00%)
植栽樹群地	2,240.24 m ² (100.00%)	2,240.24 m ² (100.00%)	0 m ²	0 m ² (0.00%)
水路(開渠)	82m (100.00%)	71m (86.58%)	26m	37m (45.12%)



①事業前・現況の植生状況

- ・事業区域は、広く落葉広葉樹林に覆われ、草地と竹林も成立している。
- ・またクズ・キクイモ群落や外来種による自然度が低い草地も見られる。
- ・湿性草地はヨシ群落とセリ群落で、事業区域の南側にのみ2か所で成立している。

②事業中の植生状況

- ・事業区域の北側が造成により広く緑地が失われる。
- ・事業区域南側が残留緑地となるが、自然度が低い草地や竹林も多く、造成により失われた落葉広葉樹林の代償として、林相改良を行う事とした。
- ・なお、隣接住宅に配慮し、北西側の極一部に落葉広葉樹林が造成等されずに残るが、現況は樹木量が著しく少なく、樹林としては成立していない。

③事業後の植生状況

- ・事業区域の南側が残留緑地となり、現況保全された落葉広葉樹林と林相改良による落葉広葉樹林による緑地となる。
- ・さらに、残留緑地に接する造成地には自然環境に配慮し落葉広葉樹林を植栽する。
- ・また事業区域内の公園には修景に配慮した植栽を行う。
- ・なお、北西側の極一部の造成等されずに残る落葉広葉樹林は、樹林としては成立していないため、自然環境に配慮した植栽を行う。
- ・湿性草地については、特に自然度が高いため、2箇所ともに全て現況保全とし、事業後も継続的に適切な管理を行う事とした。